

多気町特定教育・保育施設の利用者負担額表

世帯の階層区分			2号・3号認定					1号認定		
階層	定義		2号認定（3歳以上児）		3号認定（3歳未満児）		同一家庭内で複数の児童が入園しているときの保育料	1号認定 教育時間		
			短時間	標準時間	短時間	標準時間	第2子		第3子以降	
A	生活保護法による保護を受けている世帯				0円	0円	0円	0円 幼児教育・保育無償化により、保育料は0円となります。		
B	町民税非課税世帯（A階層を除く）	ひとり親家庭等の世帯			0円	0円	0円			
		その他の世帯			0円	0円	0円			
C1	町民税が均等割のみの世帯	ひとり親家庭等の世帯			3,500円	4,000円	0円			
		その他の世帯			8,000円	9,000円	左記金額の1/2			
C2	町民税所得割額が48,600円未満	ひとり親家庭等の世帯			5,000円	5,500円	0円			
		その他の世帯			11,000円	12,000円	左記金額の1/2			
D1	町民税所得割額が48,600円以上72,800円未満	ひとり親家庭等の世帯			7,500円	8,000円	0円			
		その他の世帯			17,000円	18,000円	左記金額の1/2			
D2	町民税所得割額が72,800円以上77,101円未満	ひとり親家庭等の世帯	幼児教育・保育無償化により、保育料は0円となります。		8,500円	9,000円	0円			
		その他の世帯					21,000円		22,000円	左記金額の1/2
町民税所得割額が77,101円以上97,000円未満					21,000円	22,000円	左記金額の1/2			
D3	町民税所得割額が97,000円以上133,000円未満						25,000円		26,000円	左記金額の1/2
D4	町民税所得割額が133,000円以上169,000円未満						29,000円		30,000円	左記金額の1/2
D5	町民税所得割額が169,000円以上235,000円未満						32,000円		33,000円	左記金額の1/2
D6	町民税所得割額が235,000円以上301,000円未満						35,000円	36,000円	左記金額の1/2	
D7	町民税所得割額が301,000円以上397,000円未満						38,000円	39,000円	左記金額の1/2	
D8	町民税所得割額が397,000円以上						42,000円	43,000円	左記金額の1/2	

備考

- 1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の扶養義務者(世帯の生計を維持する上で中心となる者の場合に限る。)の町民税の所得割課税額を合算する。
- 2 階層区分は、4月～8月は前年度分の町民税、9月～翌年3月は、当年度分の町民税により決定する。
- 3 町民税の所得割課税額は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除等の適用前の額とする。
- 4 「ひとり親家庭等の世帯」とは次の各号に掲げる世帯に該当する世帯とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で現に子どもを扶養しているものの世帯及び同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に子どもを扶養しているものの世帯
 - (2) 在宅障害児(者)のいる世帯で次の各号のいずれかに該当する者を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に基づく療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金等の受給者
- 5 「同一家庭内で複数の児童が入園しているとき」とは、保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入園し、又は地域型保育事業、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用する兄又は姉が1人以上有する場合をいう。
- 6 保護者と生計を一にする児童が複数いる世帯における軽減は、次の各号に掲げるとおりとする（年収360万未満相当世帯）。
 - (1) B階層に属する世帯において、入園する児童が第2子以降の場合、第1子の年齢に関わらず無料とする。
 - (2) C1階層からD1階層の町民税所得割額が57,700円未満である世帯（その他世帯）において、入園する児童が第2子以降の場合、第1子の年齢に関わらず第2子の場合は半額、第3子以降の場合は無料とする。
 - (3) ひとり親家庭等の世帯のうち、C1階層からD2階層の町民税所得割額が77,101円未満である世帯において、入園する児童が第2子以降の場合、第1子の年齢に関わらず無料とする。
- 7 延長保育の利用者には、別途、延長保育料を加算する。